

令和5年度 第9回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

- ① 日 時 令和5年12月26日（火）
開会 午前9時00分
閉会 午前10時2分
- ② 場 所 春日市役所405、406会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子
委 員	宮 崎 泰三郎
委 員	足 達 好 子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円一郎
教育総務課長	武 末 竜 久
学校教育課長	今 福 保 幸
地域教育課長	萩 原 裕 之
学校教育課長補佐	岡 崎 麻理子
教育総務課長補佐	小 嶋 健 朗
教育総務課主任	松 尾 高 志

4 議事の概要

別 紙

午前9時00分 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和5年度第9回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。安本委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第15号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第15号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

第15号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。提案理由につきましては、現在2学期制の学校の授業日数が3学期制の学校の授業日数より1日多いため、平準化する必要があり、また、この平準化により、秋休みを10月の第2月曜日の翌日及び翌々日としている筑紫地区、及びその他の周辺市とそろえることができるため、条文を改正する必要があるというものでございます。

改正箇所は、学校の秋季休業日を定める第9条第1項第5号です。

秋季休業日を10月の第2月曜日の翌日としていましたが、1日増やし、第2月曜日の翌日及び翌々日に変更するものでございます。

なお、施行日は、令和6年4月1日としております。第15号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○染原委員

その日は閉庁日となり、学校は閉まるということでしょうか。

○今福学校教育課長

子どもたちは登校しませんが、教職員は勤務日のため、学校は閉めません。閉庁日とす

る場合は、夏休みや冬休みの閉庁日と同じように、市の教育委員会で指定する必要があります。

○安本委員

現在、3学期制としている学校はあるのでしょうか。

○今福学校教育課長

現在、3学期制としている学校はありません。すべて2学期制になっています。

○扇教育長

それでは第15号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第15号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第16号議案 春日市立学校校舎校庭使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第16号議案 春日市立学校校舎校庭使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

○武末教育総務課長

第16号議案 春日市立学校校舎校庭使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

提案理由は、春日市立小中学校の多目的教室に新たに空調設備を設置することに伴い、空調使用料の納付等に関し所要の整備を図るためです。

主な改正内容は、規則に空調使用料の文言を追加するに当たって、所要の整備を図るものです。

改正箇所の1つ目は、第2条第2項、使用料の納付に関する規定について空調使用料の文言を追加するものです。

改正の2つ目は、第3条、使用料の減免のところに關するものです。空調使用料に関し

ましては、市または教育委員会が行政上の必要により使用するとき、もしくは、市または教育委員会が主催または共催する行事で使用するときを除き、免除の対象としないことから、改正後の規則第3条第1号において、改正前規則の第3条各号に相当する内容で、空調使用料を除く使用料の減免について規定し、改正後、規則第3条第2項において空調使用料の減免に関する新たな規定を定めるものです。

また、現在の自治会に対しては全額免除の規定を適用していますので、現行の第3条3号アの規定を適用する事例がないため、今回の規則に合わせて当該規定を削るものです。

以上が主な改正内容となります。施行期日につきましては、令和6年1月1日としております。第16号議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○宮崎委員

自治会で使うときでも免除にならないということですか。

○武末教育総務課長

空調に関しては、基本的には使用料がかかるということになっております。通常の使用としては、他の団体と同じ扱いでございます。

空調使用料の取り扱いとしては、総合スポーツセンターと同様です。当該事業は、教育委員会の事務を文化スポーツ課が補助執行していますが、文化スポーツ課は総合スポーツセンターも所管しており、別々の考え方ではなく、一定の考え、ルールで運用していくものとしております。

○宮崎委員

地域では無償で旗持ちなどをしてくださっているの、何か配慮があればいいと思いました。

○扇教育長

第16号議案 春日市立学校校舎校庭使用料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第16号議案 春日市立学校校舎校庭使用料条例施行規

則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

3点あります。

1つ目です。本日午後に福岡県庁の講堂で、福岡県とびうめ教育表彰式が行われます。その中で、大谷小学校の鬼塚主幹教諭が優秀教員として認められ表彰を受けますので、担当の教育長ということで出席し、本人に激励の言葉をかけたいと思っております。

2つ目は、大谷翔平選手のグローブの寄贈についてです。担当が説明いたします。

○岡崎学校教育課長補佐

おはようございます。

報道にもありますとおり、大谷翔平選手がグローブを寄贈してくださり、実際にグローブを受け取りましたので御報告いたします。

多くの学校で、後期の後半の始業の日には、児童の皆さんにお披露目できるものと思っております。

配送物に関しては中身の確認が必要ですので、市長、副市長、教育長の立ち会いのもと、手袋をして、確認をしております。また、各ダンボールの中にお手紙がありますので、読み上げます。

貴校ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

ロサンジェルス・エンゼルス・オブ・アナハイムのメジャーリーガー、大谷翔平です。

この手紙は、このたび私が学校に通う子供たちが野球に興味を持ってもらうために立ち上げたプログラムをご紹介するためのものです。

この3つの野球グローブは学校への寄付となります。それ以上に私はこのグローブが、私たちの次の世代に夢を与え、勇気づけるためのシンボルとなることを望んでいます。それは、野球こそが、私が充実した人生を送る機会を与えてくれたスポーツだからです。

このグローブを学校でお互いに共有し、野球を楽しんでもらうために、私からのこの個人的なメッセージを学校の生徒たちに伝えていただければ幸いです。

この機会に、グローブの寄贈をさせていただけることに感謝いたします。

貴校の益々のご発展をお祈り申し上げます。

野球しようぜ。大谷翔平

以上です。

○扇教育長

最後に入間市と八王子市の視察の報告です。入間市については、不登校対策と特別支援教育がリンクしてるという発想で、昔から力を入れてあり、全国でも非常に珍しいということで、教育部とこども支援部の職員で伺いました。

入間市には教育センターとして大きな建物があって、そこには福祉関係も含め様々な機能が備わっております。

また、説明を受けて特に驚いたのが、現役の教職員から割愛で指導主事を置いているのが13名いるということです。さらに指導主事以外にも市が雇用する各専門家がいるとのことでした。

入間市でも、不登校がないわけではありませんが、少ない数で推移しているとのことでした。改めて感じたのは、特別支援教育に力を入れることで、子どもの生きづらさがかなり軽減されているということです。

春日市としても、今後は体制を充実させ、不登校対策と特別支援教育の両立を進めていきたいと思っております。

○染原委員

入間市には学校がいくつあるのですか。

○扇教育長

入間市は、小学校16校、中学校11校です。子どもは減っている状況とのことでした。

また、八王子市の高尾山学園にも行きました。プールも体育館も運動場もあり、小中一貫で小学校4年生から中学校3年生までを対象とした公立学校です。県から小学校の教職員が9名、それから中学校の教員が8名と、校長、教頭がおります。加えて、補助するカウンセラーや言語聴覚士等の専門家を50名近く市が雇用しており、ボランティアの方もいらっしゃいます。

校内では、普通教室の横に、少しきつい時にくつろげる教室が1つあり、そこでは専門家が見守っていました。

また、春日市の教育支援センターのマイスクールと同様の機能を備えており、ここに通う子どももいるということです。

授業を見て、子どもたちがくつろいでいる姿を見ると、すごいところだなと感じました。

○染原委員

10年近く前に教育番組で見たことがありますが、教室の空間の使い方が、子どもたちに寄り添うようになっていました。視覚や聴覚をうまく刺激し、子どもに届くように。そういったことがやはり学校が楽しいとなり、不登校等を減らしていくのかなと思います。

○扇教育長

染原委員が言われたとおり、教室環境が良かったです。視察時に、中学生みんなで合同体育ということで、体育館でバスケットをしていました。体操服を着ている子もいれば、私服でやってる子もありました。本当にわいわいしながらも、その中で教師はきちんと指導しているのが見て取れました。

英語の授業も見ました。参加してる子が5人ほどおまして、1人が、今日は少しきついからと息抜きの部屋に行き、大人が見守る中で読書をしていました。

○染原委員

先日、春日野中学校の学校訪問に参加しました。そこでの特別支援学級の教室の構造がすごくうまくできていると感じ、かなり先が明るいと思いました。

そういったことを、他の学校にも紹介することが大事かなと思います。

○扇教育長

今年、特別支援教育研究発表会が、春日原小と春日野中を拠点にあり、小中学校の先生が見にこられました。学校教育課に専門家の指導主幹を配置し、春日原小学校の朝倉校長を中心に研究協議しながら進めてきている成果が出ているように思います。

染原委員が言われたように、他の学校に浸透していけたらと考えております。ぜひ今後に期待していただけたらと思います。

(2)教育委員報告

○足達委員

春日東中学校区の運営協議会の委員研修で、広島県と岡山県に行って参りました。

大変勉強になりました。

過去に春日市を視察されたところが、自分の地域でコミュニティスクールを始めたということですが、春日市を超えている部分があるのではないかなと思えるようなところがありました。

1つは、義務教育校の小中一貫校で、各学年1クラスと小規模校ですが、小中一貫ということで、校長先生は1人で、運営協議会も1つということで、地域と本当によく連携されているなという感じがいたしました。

特色のある地域ですから春日市がそのとおりになるということはないのですが、こういう取り組み方もあるんだなと、勉強になったところです。

岡山の方では、非常にコミュニティ・スクールと教員の働き方改革を共同で進められているところに興味がありました。以上です。

○染原委員

足達委員が春日市から表彰を受けています。

○足達委員

運営協議会委員の活動に対し、市民表彰を受けました。ありがとうございました。

(3)事務局報告

○扇教育長

令和5年度教育費補正予算について、事務局から報告をお願いします。

○武末教育総務課長

令和5年度の教育費関連補正予算についてです。

11月の教育委員会議での説明から変更となったものだけを説明します。補正理由欄のところに給与改定による増と書いてあるものにつきましては、国家公務員の今年度の給与の改定に鑑み、会計年度任用職員の給与について改定を行ったものです。

フルタイムの会計年度任用職員の給与表の全部改定を4月からの適用とし、平均して4.012%の引き上げを行っております。説明については以上です。

○扇教育長

春日市議会12月議会期間における一般質問について、事務局から報告をお願いします。

○武末教育総務課長

12月の議会における一般質問については、2人の市議会議員から2項目の質問を受けております。

質問及び回答の内容につきましては、資料に記載のとおりですので、御確認をよろしくお願いいたします。

○扇教育長

春日市立学校通学区域審議会報告書について、事務局から報告をお願いします。

○今福学校教育課長

11月27日月曜日に、春日市立学校通学区域審議会を開催しております。

同審議会に関しましては、令和元年に諮問をしておりましたが、コロナ禍で約4年間中断しており、今回は仕切り直しということで、改めて新規に検討資料を作成し、諮問を行っております。

今回の会議の主な内容としては、委員を改めて任命しているため、最初に辞令書の交付をした後、諮問した事項3点のうち2点について議論をしていただいております。

1点目は、現状を踏まえた通学区域のあり方で、住民基本台帳に基づく人口統計のデー

夕から、今の時点で把握できる、令和11年度までの児童生徒数の推移をもとに、御意見をいただきました。

2点目は、1つの行政区が複数校区に分かれる場合の学校区の検討で、その場合の問題点等について、御意見をいただき、協議を行っております。説明は以上です。

○安本委員

令和5年度と令和11年度を比較して、生徒数は大体どの程度減る予測でしょうか。

○今福学校教育課長

微減となっております。

学校の統廃合をしなければその学校運営が厳しくなるようなところはありません。

逆に、児童生徒の増加により教室が足りなくなるようなこともない見込みです。文部科学省が示している学校の適正規模の範囲に、すべての学校がおさまるだろうと思われま

す。このことに関して、通学区域を見直す必要はないのではないかという御意見をいただいております。

【第4 調整事項】

(1) 1月定例教育委員会議の日程について

令和6年1月16日（火） 午前9時 決定

(2) 2月定例教育委員会議の日程について

令和6年2月14日（水） 午前9時 予定

(3) 1月定例教育委員会議の日程について

令和6年1月16日（火） 午前10時 決定

(4) 2月定例教育委員会議の日程について

令和6年2月14日（水） 午前10時 予定

午前9時50分 閉会